

青森県海岸漂着物対策推進地域計画

平成 23 年 3 月

青森県

目次

1. 青森県海岸漂着物対策推進地域計画策定の意義及び目的	1
2. 青森県における海岸漂着物の現状と課題	2
2.1 海岸の延長、自然環境、社会環境等	2
(1) 海岸延長	2
(2) 人口分布及び河川位置	3
(3) 漁港・港湾施設	4
(4) レクリエーション施設	5
(5) 自然公園等	6
2.2 海岸漂着物の現状と処理等の課題	7
(1) 海岸漂着物の漂着要因	7
(2) 海岸漂着物の漂着状況	8
(3) 海岸漂着物量の総量の推計	15
(4) アンケート調査及びヒアリングによる確認	17
(5) 現地調査結果及びアンケート調査結果等における課題のまとめ	20
3. 青森県海岸漂着物対策の基本目標と基本方針	21
4. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容	22
4.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の設定	22
(1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域について	22
(2) 重点的に推進する区域の設定方法	22
(3) 重点的に推進する区域の範囲設定	23
4.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容	26
(1) 海岸漂着物等の処理	26
(2) 海岸漂着物等の発生抑制	28
(3) 普及啓発・環境教育	33
5. 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項	34
5.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力	34
(1) 民間団体等の積極的な参画の促進	34

(2) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保	34
(3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援	34
(4) 国際協力の推進.....	35
5.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担	35
(1) 国の役割	35
(2) 県の役割	36
(3) 海岸管理者等の役割	36
(4) 市町村の役割	37
(5) 民間団体等の役割	37
5.3 青森県海岸漂着物対策推進協議会の運営	39
6. 対策実施にあたり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な 事項	40
6.1 モニタリングの実施.....	40
6.2 災害等の緊急時における対応.....	40
6.3 地域計画の推進にあたっての基本方針	40
(1) 地域計画の進行管理	40
(2) 地域計画の見直し	41

1. 青森県海岸漂着物対策推進地域計画策定の意義及び目的

青森県は、本州最北に位置し、海岸線総延長約 800km（全国 13 位）を有しており、日本海、津軽海峡、太平洋と三方を海に囲まれ、対馬暖流、津軽暖流、千島寒流の 3 つの海流の影響を受ける地理的な特性から、毎年多くのゴミが漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光など、県内の豊かな資源への影響が深刻な問題となっています。

近年、全国的にも国内外からの大量の海岸漂着物が社会問題となっており、国においては、海岸における良好な景観及び環境を保全し、海岸漂着物の円滑な処理及び発生を抑制を図るために、平成 21 年 7 月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下、「海岸漂着物処理推進法」といいます。）を制定しました。また、これに基づいて、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」といいます。）を平成 22 年 3 月に閣議決定しております。その他、「地域グリーンニューディール基金」（基金の有効期間は、平成 21 年度～23 年度末までの 3 年間）の対象事業の 1 つとして、「海岸漂着物地域対策推進事業」が位置づけられ、財政的な支援が整備されました。

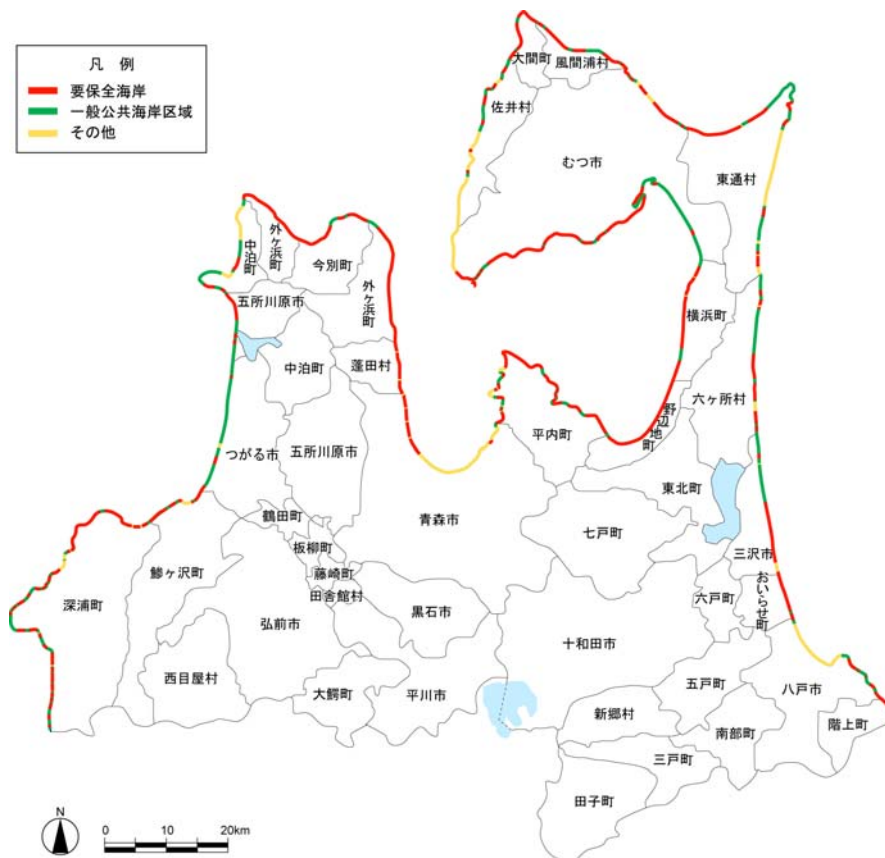
青森県は、海岸漂着物処理推進法第 14 条の規定に基づき、国の基本方針に沿って、青森県の海岸漂着物対策を重点的に推進する区域、関係者の相互協力及び役割分担に関する事項等を定め、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、それぞれの対策の内容を明らかにすることを目的として、「青森県海岸漂着物対策推進地域計画」（以下、「地域計画」といいます。）を策定し、海岸漂着物対策を推進することで、海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等、総合的な海岸の環境の保全を図ります。

2. 青森県における海岸漂着物の現状と課題

2.1 海岸の延長、自然環境、社会環境等

(1) 海岸延長

青森県は、日本海、津軽海峡、太平洋、陸奥湾に面しており、海岸線の総延長は約 800km となっています。図 2-1、表 2-1 に青森県の海岸線、種類別の海岸延長を示します。



資料：青森県、「青森県海岸全体図」（平成 18 年 2 月）

図 2-1 青森県の海岸線

表 2-1 青森県の海岸延長

項目	延長 (m)	海岸管理者等または土地の占有者
海岸線全域	796,150	
要保全海岸 (海岸保全区域 ^{※1} +要指定区域 ^{※2})	438,434	
河川局	255,729	県
港湾局	54,886	県
農村振興局	20,461	県
水産庁(二線堤を除く)	107,358	県、市町村
一般公共海岸区域 ^{※3}	121,972	県
その他 (公共施設、天然海岸等)	235,744	国、県、民間

※1：海岸に関する被害から防護するため、海岸法に基づき、海岸管理者が指定した海岸

※2：都道府県知事が今後 5 年以内程度の間新たに海岸保全区域を指定し、海岸の保全をしたいとしている区域

※3：公共海岸(国等が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う水面)のうち海岸保全区域以外の区域

資料：国土交通省河川局、「海岸統計」（平成 20 年度）

(2) 人口分布及び河川位置

青森県の住民基本台帳（平成 22 年 4 月）によると、青森県の人口は全体で 141 万人、うち沿岸 22 市町村人口は 91 万人となっており、県人口の 64%を占めています。図 2-2 に各市町村人口の平面分布を示します。

青森県には、一級河川 3 水系、二級河川 79 水系をはじめとして多くの河川が存在しています。

人口が多い地域ほど人的活動により発生する廃棄物が多く、これらの廃棄物の一部が洪水時などに河川を通じて海岸へ流出し、海岸漂着物等となる可能性があります。

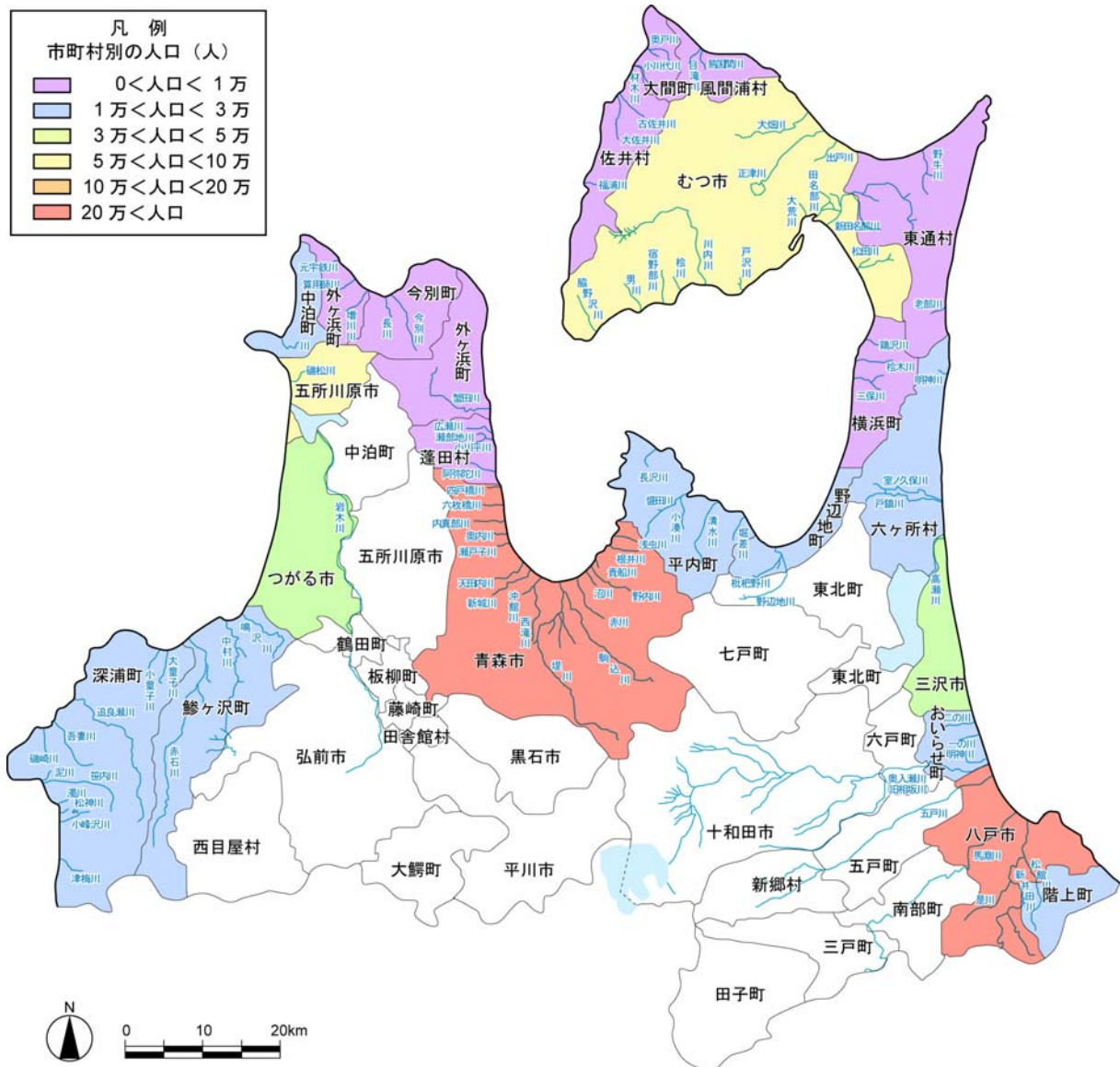
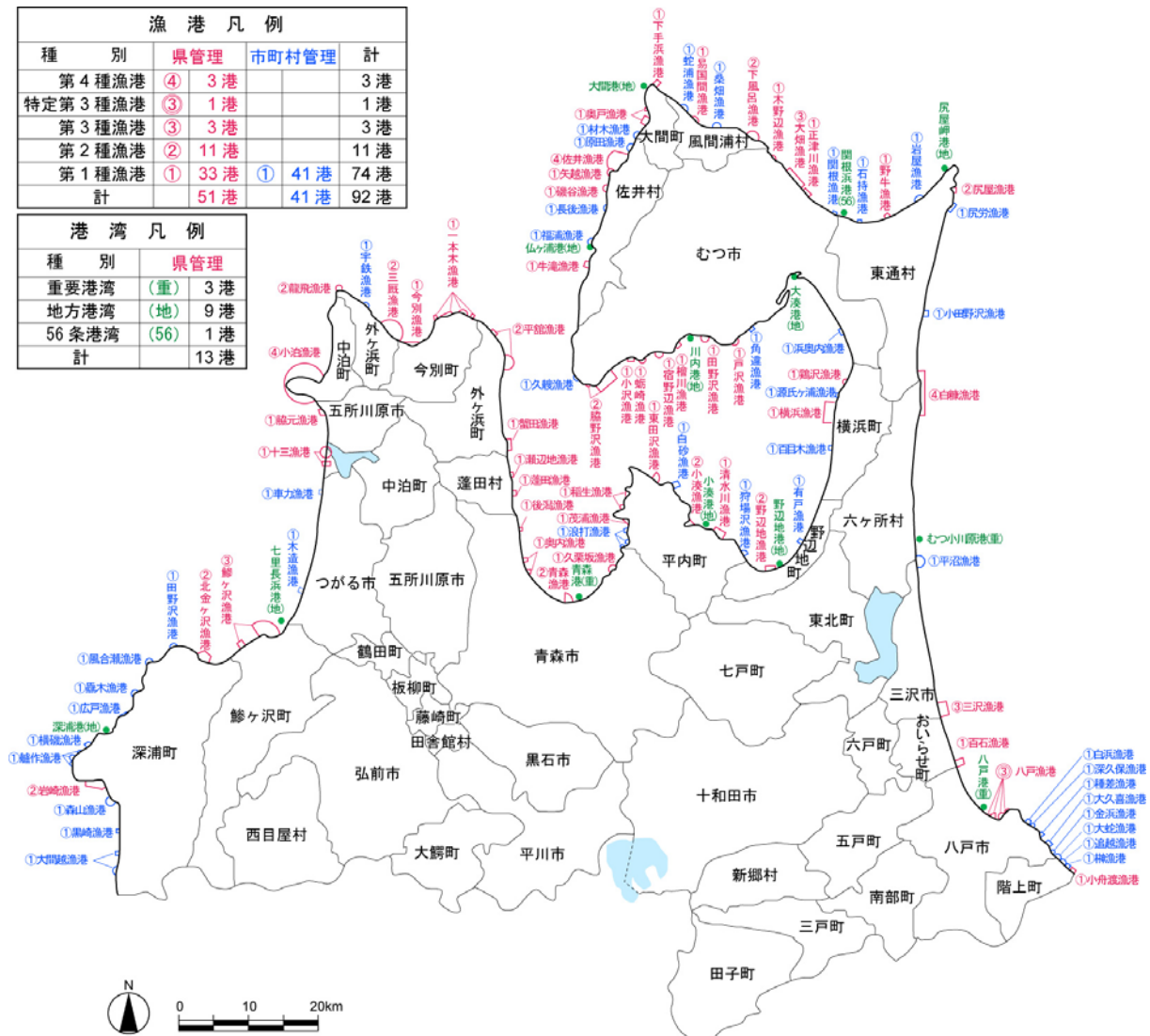


図 2-2 各市町村の人口分布及び河川位置

(3) 漁港・港湾施設

青森県は、漁業をはじめとした沿岸での経済活動が活発なことから、多くの漁港、港湾が存在し、海岸線には、漁港が 92 港、港湾が 13 港存在します。図 2-3 に各漁港、港湾の位置を示します。

漁港、港湾が存在する地域では、漁業道具などの廃棄物が発生しやすく、防波堤などの海岸施設によって、漂流物が捕捉されやすいと考えられます。



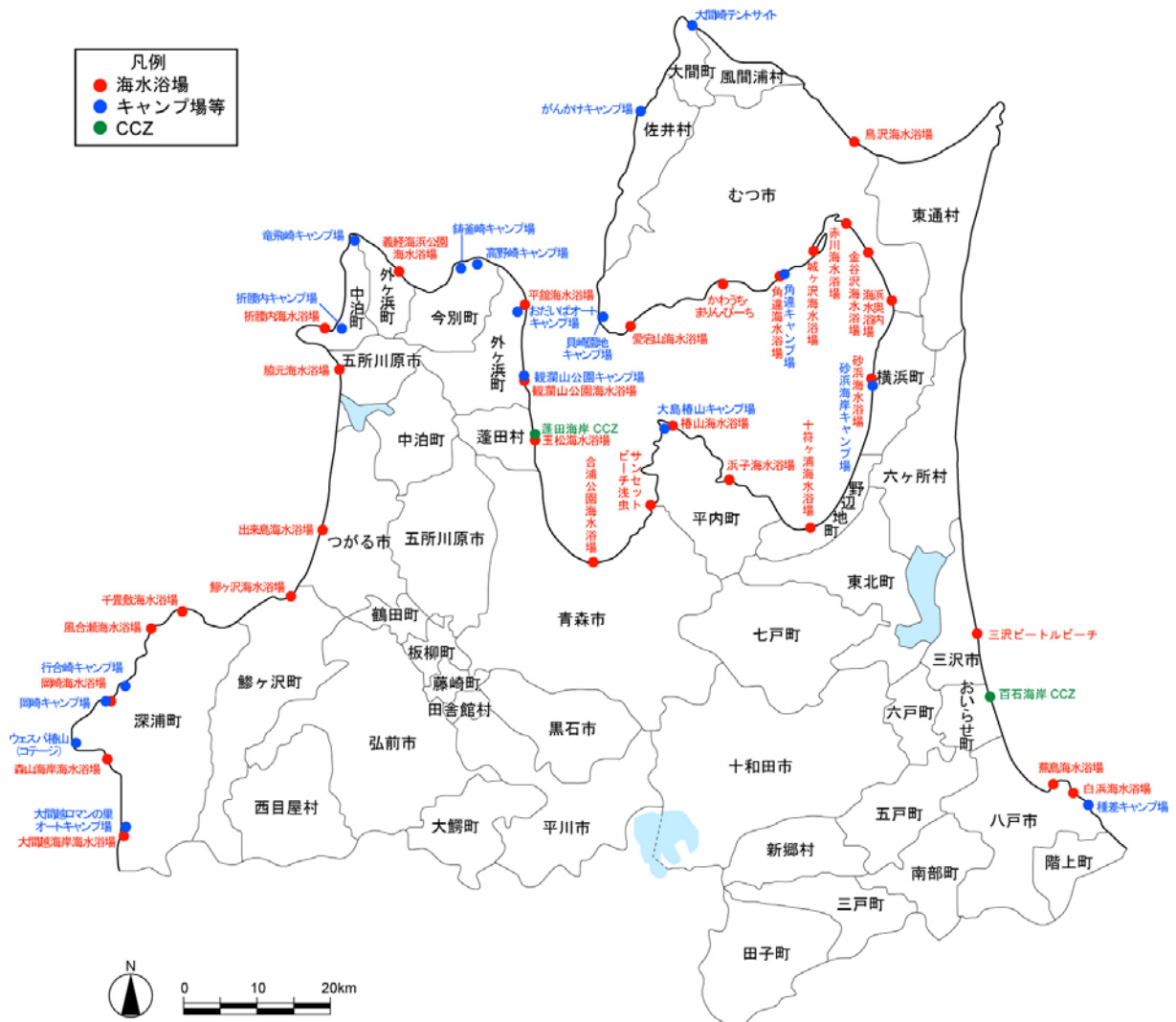
資料：青森県、「青森県の漁港」（平成 19 年 9 月）

図 2-3 漁港、港湾の位置

(4) レクリエーション施設

青森県の海岸は、海水浴、キャンプ、釣り、サーフィン、ジェットスキーなど様々なレクリエーションに利用されています。図 2-4 に沿岸の海水浴場、キャンプ場等、CCZ のレクリエーション施設の位置を示します。

これらのレクリエーション施設が存在する地域では、利用に伴い廃棄物が発生しやすいと考えられます。また、多くの利用者が訪れる場所では、海岸漂着物等が利用の妨げになる可能性もあることから、海岸漂着物対策が求められます。



※1: CCZ(コスタル・コミュニティ・ゾーン): 国土の整備、保全を図るとともに、人々が海と親しみ、また、集い憩える海浜地域

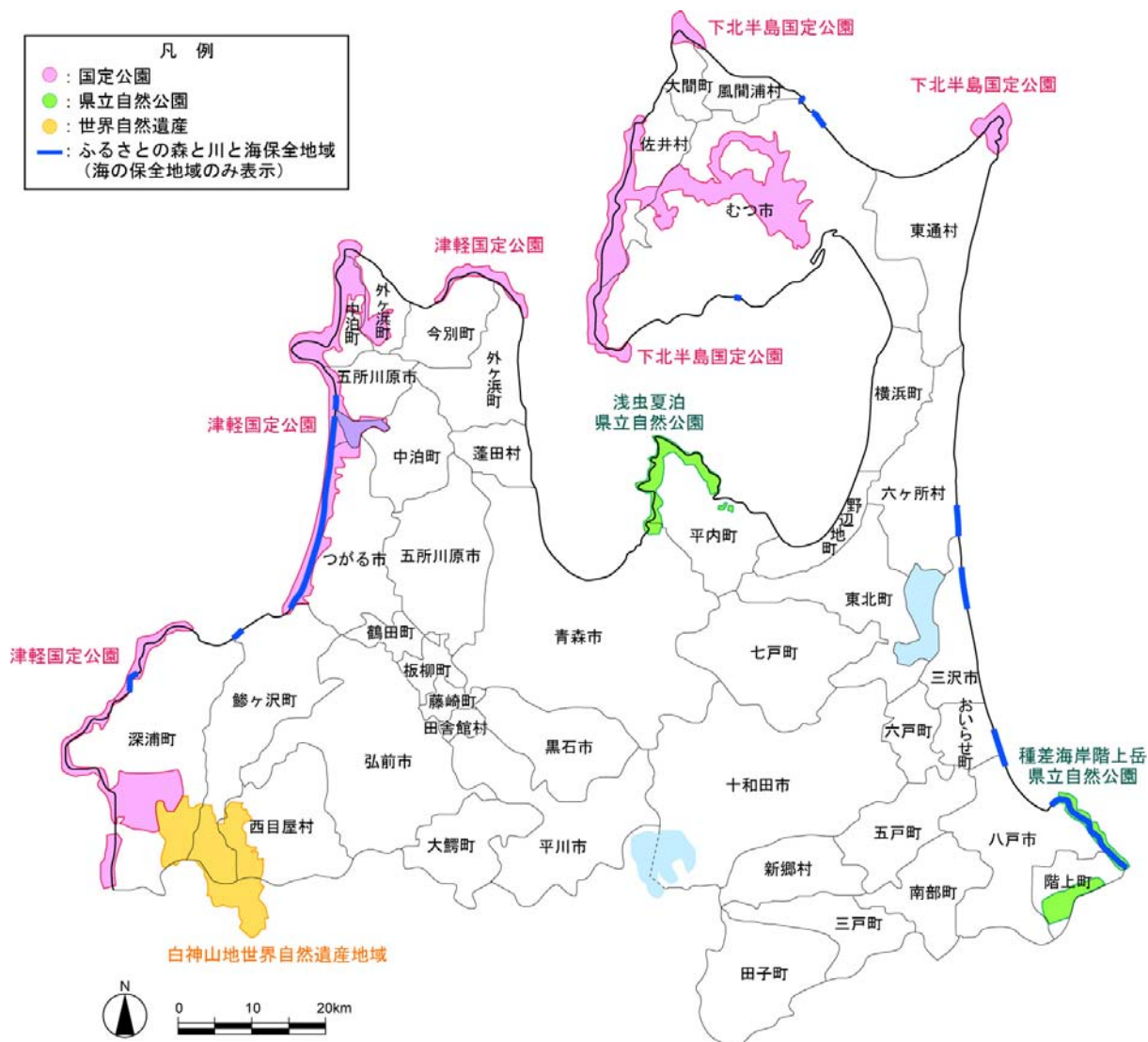
資料: 青森県、「海岸保全基本計画」(平成 15 年 6 月)

図 2-4 沿岸のレクリエーション施設

(5) 自然公園等

青森県沿岸では、図 2-5 に示すように、国立公園や県立自然公園に加え、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例で指定されている、ふるさとの森と川と海保全地域が広範囲に存在しています。また、沿岸域では、多種多様な生物が生息・生育しており、中には国の天然記念物に指定されている生物も存在します。

自然公園等が存在する地域では、海岸漂着物等が貴重な景観及び生態系を損なう原因となるため、海岸漂着物対策が求められます。



資料：青森県、「海岸保全基本計画」（平成 15 年 6 月）

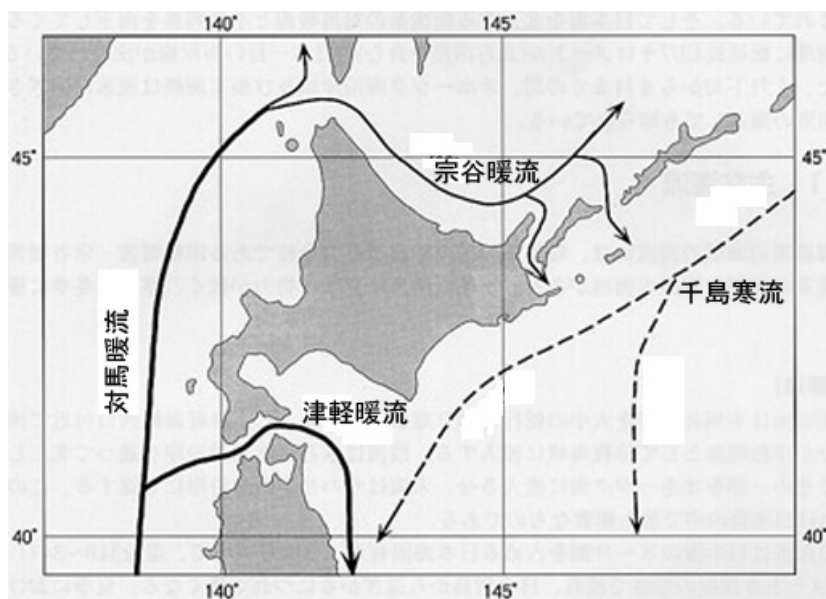
青森県 HP、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

図 2-5 沿岸の自然公園等

2.2 海岸漂着物の現状と処理等の課題

(1) 海岸漂着物の漂着要因

青森県の海岸漂着物の漂着要因となる沿岸の海流を図 2-6、陸奥湾内の循環流を図 2-7 に示します。外洋に面する沿岸では、対馬暖流、津軽暖流、千島寒流による影響を受け、陸奥湾内では、湾内の循環流による影響を受けることがわかります。また、日本海側では、冬季の西側からの強風に伴う高波浪による影響もあると考えられます。



資料：海上保安庁 HP、「海流の大勢図」

図 2-6 青森県沿岸の海流



資料：日本海洋学会 沿岸海洋研究部会、「日本全国沿岸海洋誌」（昭和 60 年 7 月）

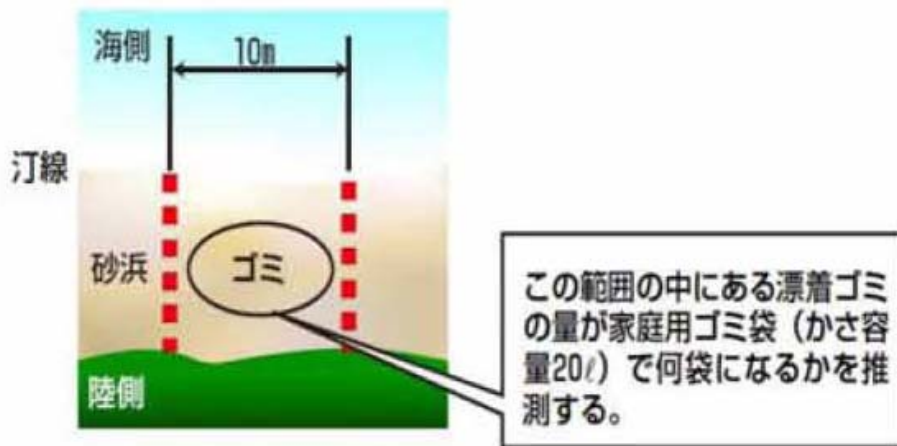
図 2-7 陸奥湾の循環流

(2) 海岸漂着物の漂着状況

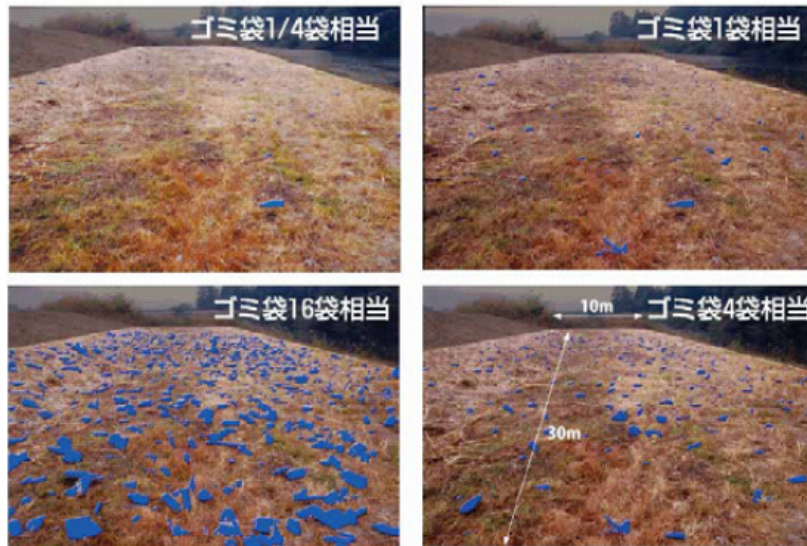
1) 単位延長あたりの海岸漂着物量の推計

青森県沿岸の 80 地点を現地調査し、海岸漂着物の漂着量を推定しました。推定方法は、図 2-8 の「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」の方法を踏襲し、現地写真をもとに海岸線延長 10m あたりに存在する海浜部の海岸漂着物量を推計しています。

推定した青森県沿岸の単位延長あたりの海岸漂着物量を図 2-9 に示します。これを見ると、半島などの海流や循環流（図 2-7）の影響を受ける海岸に漂着物が多くあることがわかります。



青い部分がゴミ



資料：国土交通省 JEAN/クリーンアップ全国事務局 特定非営利法人パートナーシップオフィス、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」

図 2-8 写真による海岸漂着物の推計方法（海岸線 10m あたりの海岸漂着物量）

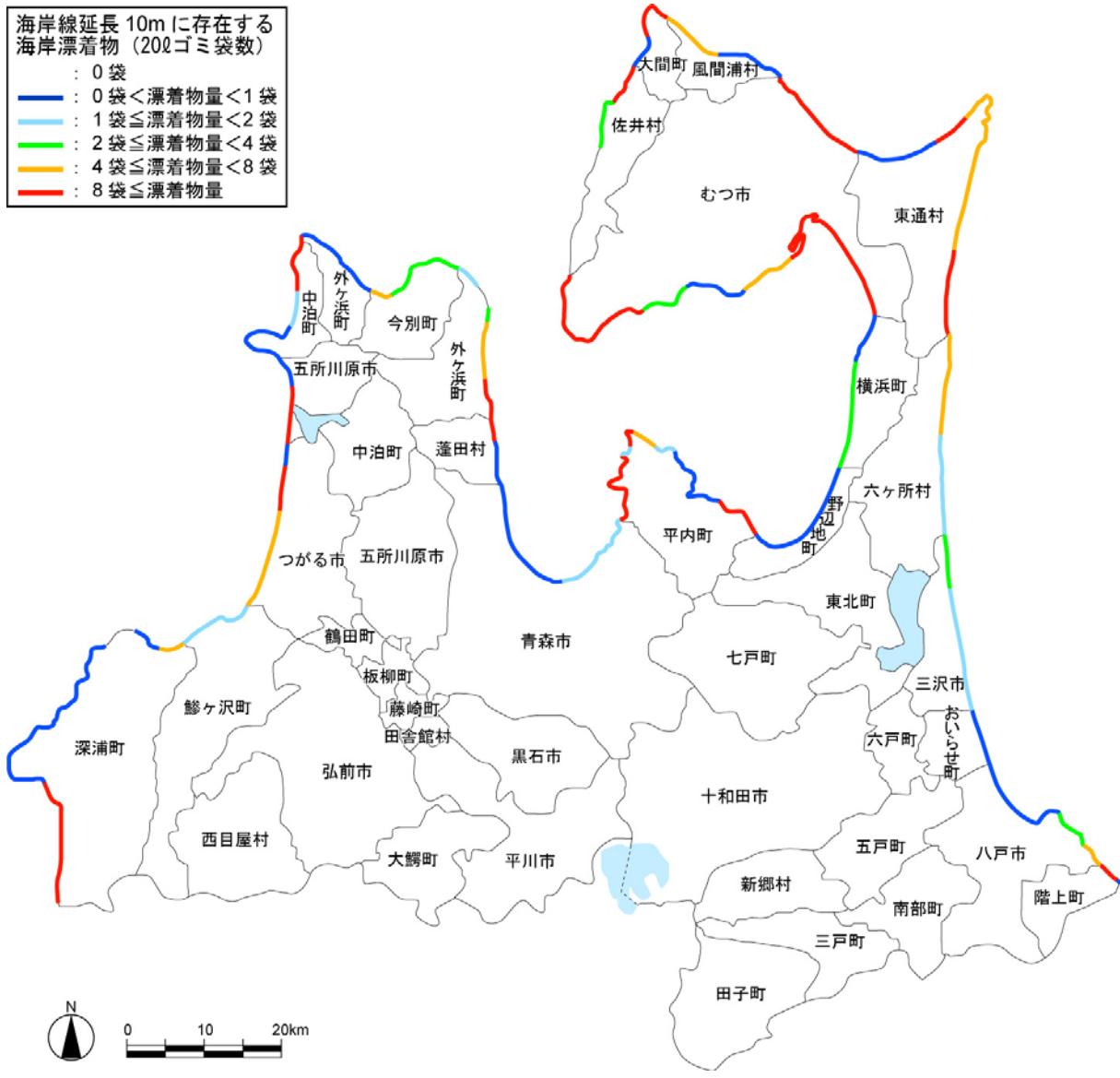


図 2-9 単位延長あたりの海岸漂着物量の沿岸分布



図 2-10 海岸漂着物の状況

2) 海岸漂着物の質の把握

青森県の海岸漂着物の質的特性を把握するため、青森県沿岸の 10 地点（春季 5 地点、秋季 5 地点）で海岸漂着物の調査を実施しました。調査方法は、10m×10m の調査枠内に含まれる海岸漂着物の容量、重量、漂着物の種別、原産国を把握するものです。また、財団法人環日本海環境協力センターによる 2 地点（複数年）の既存の海岸漂着物調査結果についても参考としました。

a) 海岸漂着物の種別

海岸漂着物の調査結果を図 2-11 に示します。この結果、枝・流木、海藻などの自然系漂着物が大半を占め、次に生活用品、漁具などのプラスチック類が多いことがわかりました。また、陸奥湾内では、ホタテの貝殻（その他人工物）も多くみられる地点がありました。

これらの結果から、海岸漂着物量が比較的多かった漁具や生活系の海岸漂着物の発生抑制対策を実施することが必要と考えられます。

● : 2010年6月に調査
 ● : 2010年10月に調査
 ● : 2008～2010年の10月に複数年調査

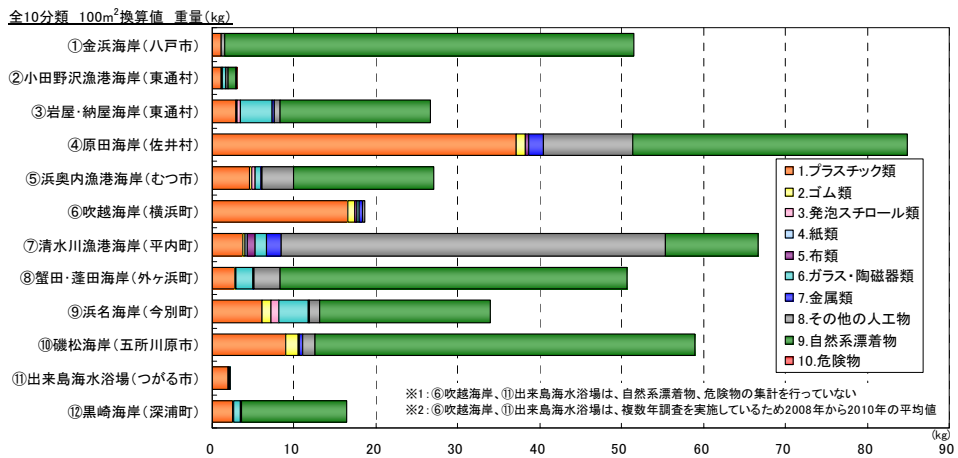
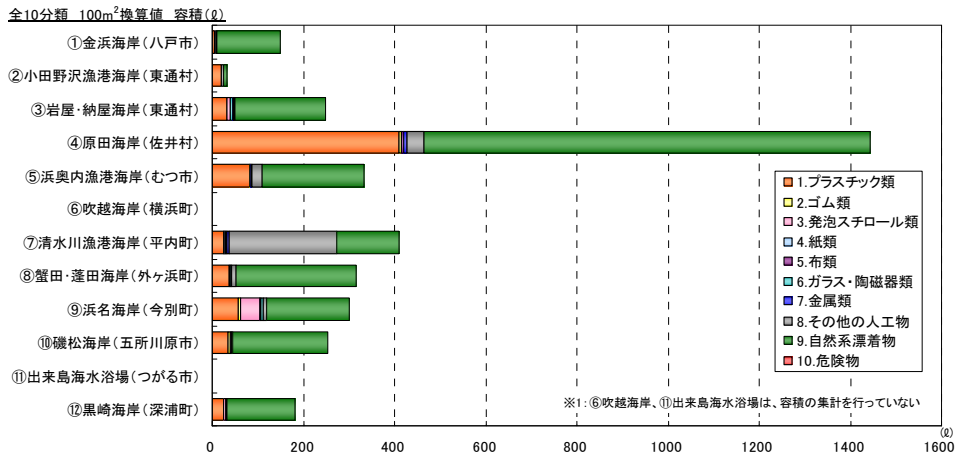
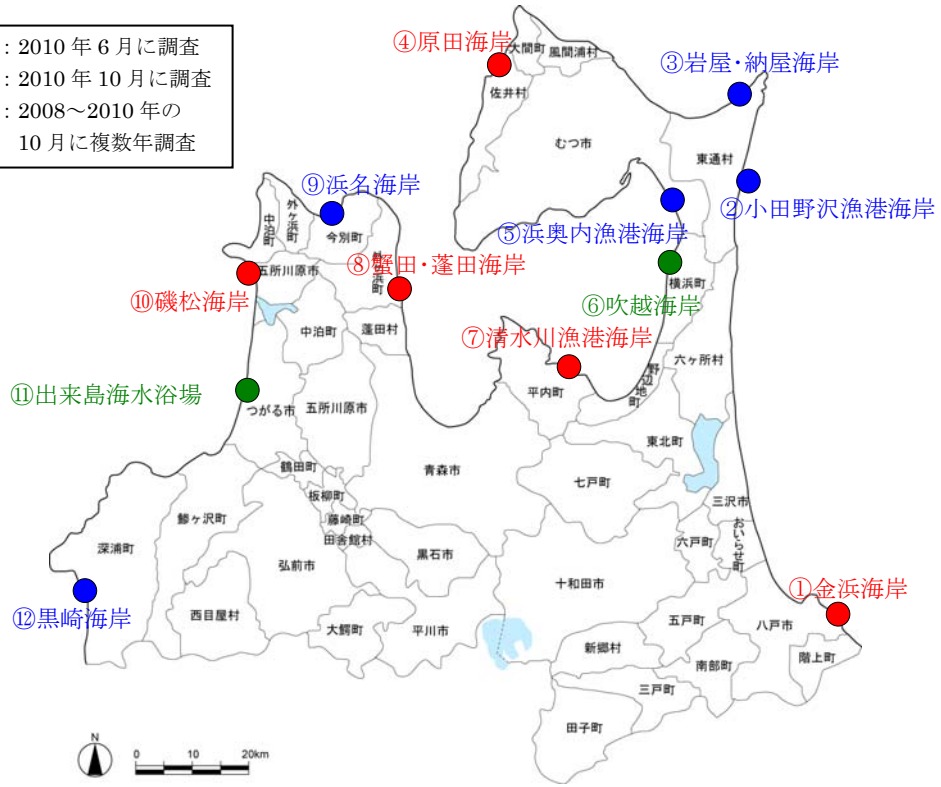


図 2-11 海岸漂着物調査結果 (容量、重量)

b) 海岸漂着物の生産国

海岸漂着物調査時に回収したペットボトル、ライターから漂着物の生産国を分類しました。この結果、ほとんどは日本国内の漂着物であるものの、一部韓国・北朝鮮、中国製のものが含まれることが判明しました（図 2-12）。その他、現地調査（写真撮影）を行った地点でロシア製の漂着物も確認しました（図 2-13）。

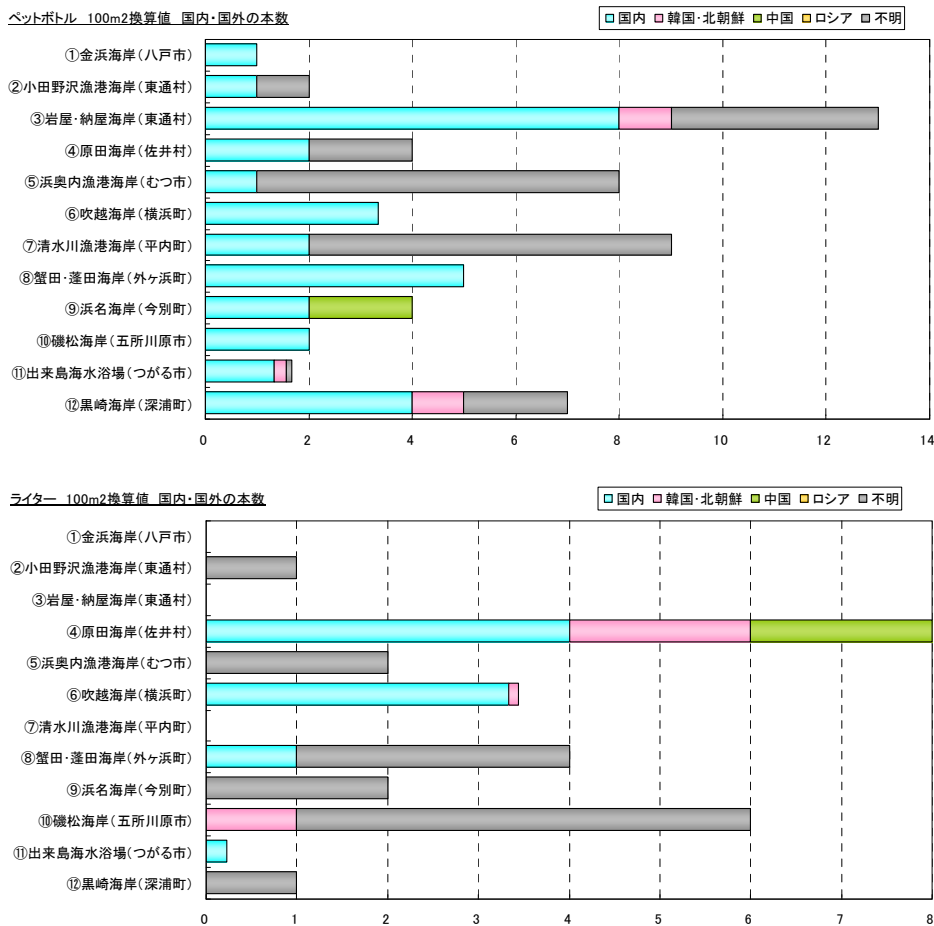


図 2-12 海岸漂着物調査結果（ペットボトル・ライターの生産国）



図 2-13 国外の漂着物（左：韓国・北朝鮮製、中：中国製、右：ロシア製）

c) 処理が困難な漂着物

現地調査の結果、図 2-14 に示すような重量が重いもの、容積が大きいもの、危険物などの処理が困難な海岸漂着物が確認されました。

このような処理が困難な海岸漂着物について、行政主導で処理を行うなど、適切な処理方法について検討することが必要と考えられます。



図 2-14 処理が困難な漂着物

d) 突発的な漂着物の発生

海岸漂着物は、平常時に漂着するものに加え、出水による河川から海岸への流出、船の座礁による漂着物の発生などが考えられます。図 2-15 は、小泊沖で船が座礁したことにより、大量の漂着木が発生したものです。

このような突発的に発生する大量の海岸漂着物に対しても、対応の準備をしておくことが必要と考えられます。



図 2-15 小泊沖での船の座礁による漂着木

(3) 海岸漂着物量の総量の推計

各沿岸の単位延長あたりの海岸漂着物量（図 2-9）から、以下に示す方法によって、青森県の沿岸に存在する海岸漂着物量の総量の推計を行いました。

【推計方法】

1) 海岸漂着物の総量（容量） = （写真撮影により推計した各地点（80 地点）の単位延長あたりの海岸漂着物量 × 各地点の海岸線延長）の合算

2) 海岸漂着物の重量（重量） = 1)海岸漂着物の総量（容量） × 単位体積重量

※単位体積重量は、青森県全 10 地点の海岸漂着物調査結果（平成 22 年度に実施）から算出

市町村別の海岸漂着物量の推計結果を表 2-2 に示します。その結果、青森県の海岸漂着物量の総量は、約 7,100m³（約 890t）となりました。

表 2-2 海岸漂着物量の推計結果

①No	②海岸名	③海岸線の代表延長(m)	④10mあたりの漂着物容量(20ℓ袋/10m)	⑤漂着物容量(20ℓ袋)(③×④÷10m)	⑥漂着物容量(m ³)(⑤×20ℓ/1000)	⑦漂着物の単位体積重量(kg/m ³)	⑧漂着物の重量(kg)(⑥×⑦)	⑨市町村別の漂着物容量(m ³)	⑩市町村別の漂着物重量(kg)	⑪市町村	⑫備考
No.1	小舟渡海岸	1,500	1/8	19	0.4		130				
No.2	榑海岸	3,900		8	3.120		21,611	62.8	21,740	階上町	
No.3	金浜海岸	3,000	7 3/7	2,229	44.6		15,439				春季調査地点
No.4	種差海岸	4,200	2	840	16.8		5,818				
No.5	白浜海岸	4,800	2	960	19.2		6,649	88.8	30,755	八戸市	
No.6	小舟渡平付近	2,200	1/4	55	1.1		381				
No.7	熊島付近	28,500	1/8	356	7.1		2,468				
No.8	市川海岸	7,700	1/4	193	3.9		1,333	3.9	1,333	おいらせ町	
No.9	三沢海岸	12,900	1	1,290	25.8		8,935				
No.10	天ヶ森海岸	13,700	2	2,740	54.8		4,886	80.6	13,821	三沢市	
No.11	むつ小川原漁港海岸	26,100	1	2,610	52.2		4,654				
No.12	泊海岸	14,600	4	5,840	116.8		10,414	169.0	15,069	六ヶ所村	
No.13	小田野沢漁港海岸	28,500	16	45,600	912.0		81,318				秋季調査地点
No.14	尻労地区一般公共海	6,300	4	2,520	50.4		4,494				
No.15	尻労地区(その2)一般公共海	8,800	4	3,520	70.4		7,523	1,177.5	108,798	東通村	
No.16	岩屋海岸	4,200	8	3,360	67.2		7,181				
No.17	岩屋・納屋海岸	3,000	12 4/9	3,732	74.6		7,975				秋季調査地点
No.18	野牛漁港海岸	11,500	1/8	144	2.9		307				
No.19	北関根海岸	6,000	8	4,800	96.0		10,258				
No.20	正津川海岸	18,500	8	14,800	296.0		31,630				
No.21	桑畑海岸	10,500	1/8	131	2.6		281				
No.22	易国間海岸	9,300	4	3,720	74.4		7,950	77.0	8,231	風間浦村	
No.23	大間港海岸	10,100	8	8,080	161.6		9,500				
No.24	赤石海岸	5,500	1/2	275	5.5		323	167.1	9,824	大間町	
No.25	原田海岸	6,000	36 1/9	21,665	433.3		25,473				春季調査地点
No.26	磯谷海岸	11,400	2	2,280	45.6		2,681	478.9	28,154	佐井村	
No.27	仏ヶ浦	20,900	0	0	0.0		0				
No.28	赤坂海岸	23,900	8	19,120	382.4		31,051				
No.29	宿野部海岸	7,800	2	1,560	31.2		2,533				
No.30	川内港海岸	10,200	1/8	128	2.6		207	1,498.3	121,661	むつ市	
No.31	城ヶ沢海岸	19,600	4	7,840	156.8		12,732				
No.32	浜奥内漁港海岸	27,800	16 2/3	46,268	925.4		75,138				秋季調査地点
No.33	浜田・鶏沢海岸	7,600	1/8	95	1.9		154				
No.34	砂浜海岸	14,900	2	2,980	59.6		4,839	61.5	4,994	横浜町	財)環日本海環境協力センター調査
No.35	目ノ越海岸	9,700	1/8	121	2.4		396				
No.36	野辺地漁港海岸	11,400	1/2	570	11.4		1,859	13.8	2,255	野辺地町	
No.37	清水川漁港海岸	9,200	20 4/9	18,813	376.3		61,371				春季調査地点
No.38	小湊漁港海岸	5,300	1/8	66	1.3		216				
No.39	弁慶内海岸	6,800	1/2	340	6.8		1,109				
No.40	東田沢海岸 その1	5,000	1	500	10.0		1,631				
No.41	東田沢海岸 その2	1,800	4	720	14.4		2,349	1,049.6	169,570	平内町	
No.42	久慈ノ浜海岸 その1	2,800	16	4,480	89.6		14,387				
No.43	久慈ノ浜海岸 その2	2,000	1	200	4.0		642				
No.44	稻生漁港海岸	6,500	16	10,400	208.0		33,399				
No.45	茂浦漁港海岸	10,600	16	16,960	339.2		54,465				
No.46	浅虫海岸	8,000	1	800	16.0		2,569				
No.47	合浦公園	18,900	1	1,890	37.8		6,070	58.0	9,309	青森市	
No.48	青森海岸	16,700	1/8	209	4.2		670				
No.49	青森蓬田海岸	4,300	1/8	54	1.1		173	79.5	12,761	蓬田村	
No.50	蓬田海岸	4,900	8	3,920	78.4		12,589				
No.51	蟹田・蓬田海岸	6,400	15 3/4	10,083	201.7		32,380				春季調査地点
No.52	平館・蟹田海岸	6,600	4	2,640	52.8		8,478				
No.53	平館漁港海岸	3,400	2	680	13.6		2,184	277.7	44,132	外ヶ浜町	
No.54	石崎海岸その1	3,600	0	0	0.0		0				
No.55	石崎海岸その2	4,800	1	480	9.6		1,090				
No.56	一本木漁港海岸	8,300	2	1,660	33.2		3,771				
No.57	大泊(今別)海岸	7,100	2	1,420	28.4		3,226	105.0	11,929	今別町	
No.58	浜名海岸	2,900	7 1/2	2,171	43.4		4,932				秋季調査地点
No.59	三厩漁港海岸	8,300	1/2	415	8.3		943				
No.60	電飛海岸	7,300	1/8	91	1.8		207	51.7	10,850	外ヶ浜町	
No.61	雲内海岸	1,300	16	2,080	41.6		9,699				
No.62	折腰内海岸その1	11,300	16	18,080	361.6		84,310				
No.63	折腰内海岸その2	4,200	1	420	8.4		1,959	375.1	87,446	中泊町	
No.64	小泊漁港海岸その1	20,200	1/8	253	5.1		1,177				
No.65	小泊漁港海岸その2	1,500	1/2	75	1.5		350				
No.66	脇元海岸	2,100	1/2	105	2.1		490	174.5	40,696	五所川原町	
No.67	磯松(市浦)海岸	2,900	12 2/3	3,667	73.3		17,100				春季調査地点
No.68	十三漁港海岸	6,100	8	4,880	97.6		22,756				
No.69	車力漁港海岸	5,400	1/4	135	2.7		630				
No.70	出来島海岸	4,700	8	3,760	75.2		17,534	181.1	42,225	つがる市	財)環日本海環境協力センター調査
No.71	七里長浜付近	12,900	4	5,160	103.2		24,062				
No.72	鱒ヶ沢漁港海岸	14,700	1	1,470	29.4		6,855	29.4	6,855	鱒ヶ沢町	
No.73	桜沢海岸	4,300	4	1,720	34.4		8,021				
No.74	北金ヶ沢海岸	3,900	1/2	195	3.9		354				
No.75	千畳敷	4,900	0	0	0.0		0				
No.76	風合瀬海岸	11,800	1/8	148	3.0		267				
No.77	岡崎海岸	27,100	1/8	339	6.8		614	487.8	49,123	深浦町	
No.78	岩崎漁港海岸	5,900	16	9,440	188.8		17,116				
No.79	黒崎海岸	6,500	9	5,909	118.2		10,713				秋季調査地点
No.80	大間越海岸	8,300	8	6,640	132.8		12,039				
青森県全体		738,000		357,026	7,140.5		893,420	7,140.5	893,420		

※200のゴミ袋を想定

※海岸線の代表延長・各写真撮影地点の中間点と市町村界で囲まれた海岸の延長

※海岸線延長は、地図上で計測

※漂着物重量は、漂着物容量×単位体積重量で算出

(4) アンケート調査及びヒアリングによる確認

青森県内における海岸漂着物等の実態や被害状況、回収・処理活動の実施状況等を把握するため、県内沿岸 22 市町村及び民間活動団体等を対象としたアンケート調査を実施しました。また、アンケート調査で得られた結果を踏まえ、より詳細な状況を把握するためのヒアリングを実施しました。

以下に、アンケート調査結果及びヒアリングによる海岸漂着物等の実態や被害状況、回収・処理活動の実施状況とそれらにおける課題を示します。

1) 海岸漂着物等の実態や被害状況等

海岸漂着物等の状況として、日常の管理の範囲内であると回答している市町村が 41% と最も多いものの、清潔の保持が困難と感じている市町村が 36% と多くなっています(図 2-16)。

海岸漂着物等の種類としては、ほとんどの市町村で資源ゴミ(ペットボトル、ビン、缶等)が多いと感じているほか、生活・雑貨ゴミ(食品の包装・容器、ビニール袋、食器等)、流木・灌木等及び漁具(ブイ、漁網等)も多いと感じています。

海岸漂着物等の発生源としては、市町村の外部からの不法投棄という回答が最も多く、海外からの漂着、海水浴客・観光客等の投棄、河川からの流出が続いています。

海岸漂着物等による問題は、景観・清潔の保持への悪影響がほとんどの市町村で懸念されているとともに、観光への悪影響や沿岸漁業への悪影響及び海岸生態系への悪影響も懸念されています。

海岸の特性等における課題として、中泊町や佐井村のように地形的な問題により陸上回収が困難なため、船などの機材の手配やこれらに係る費用負担が必要なことや、佐井村や深浦町のように広い範囲を清掃しなければならないことから、多額の費用を要することがあげられます。

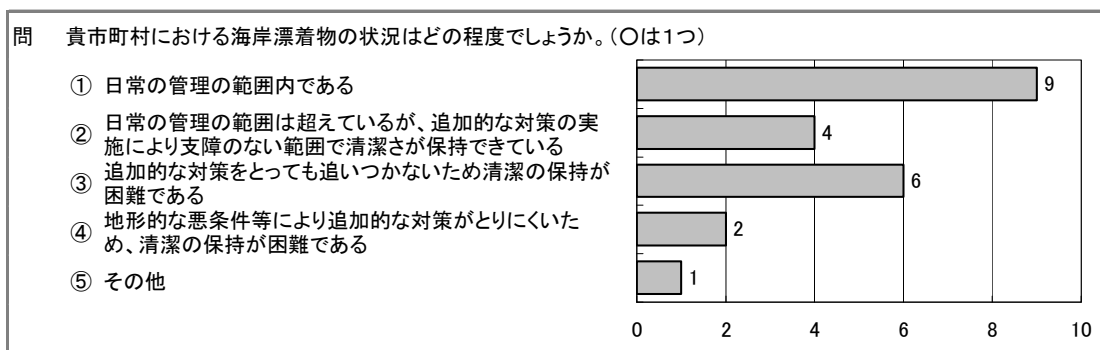


図 2-16 海岸漂着物の状況

2) 海岸漂着物等の回収・処理活動等

海岸漂着物等の回収・処理活動の現状として、活動の頻度は年に1~2回が最も多く、次いで年に5~6回が多くなっています。また、活動の方法としては、行政と民間団体・住民ボランティアが共同で実施するパターンと、学校教育の一環として実施するパターンが多くなっています。

この活動の中で市町村が担う役割は、回収作業後の海岸漂着物等の処理を担うことが最も多くなっており、そのうちの多くの市町村が、市町村または一部事務組合の一般廃棄物処理施設で処理を行っています。また、年間の処理量は、多くの市町村が1t以上5t未満となっています。

多くの市町村において、特に処理に苦慮している海岸漂着物等として、漁具類があげられており、砂が付着することで処理しづらくなることや、種類によっては産業廃棄物処理施設で処理しなければならなくなり処理費用が高くなることから、その理由とされています。また、漁具以外では、ポリ容器、流木、ペットボトル、ビン・缶類などもあげられています(図 2-17)。

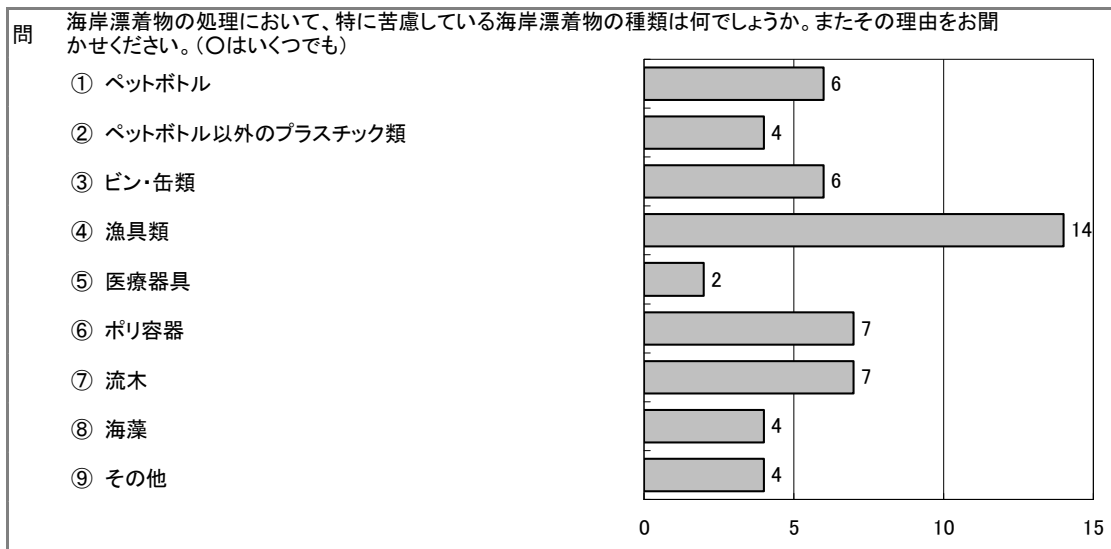


図 2-17 処理において特に苦慮している海岸漂着物

3) 海岸漂着物等の発生抑制対策等

海岸漂着物等の発生抑制対策の現状として、特に対策を実施していない市町村がほとんどでした（図 2-18）。

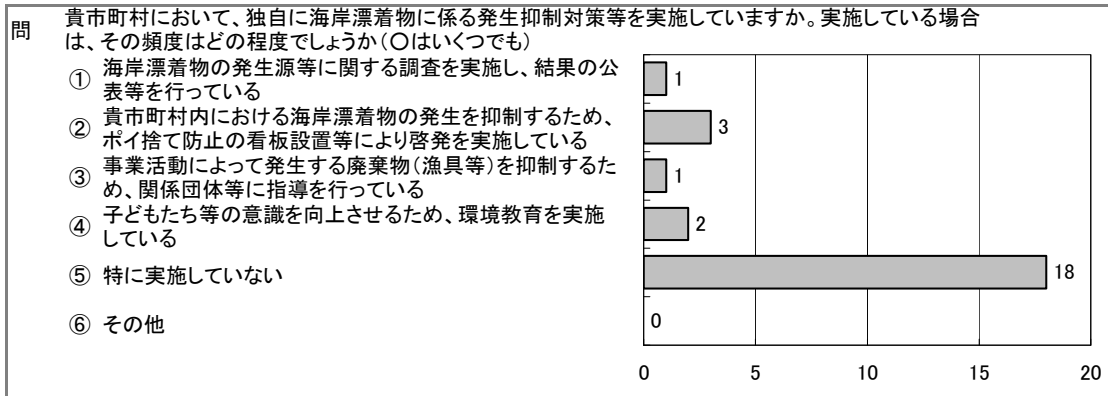


図 2-18 海岸漂着物に係る発生抑制対策の実施状況

4) 海岸漂着物等の回収・処理活動等における要望

海岸漂着物等の回収・処理における国や県への要望としては、多くの市町村が回収・処理を行うための財政支援を望んでいます。また、市町村域を超えた全県、全国的な広報・啓発活動や国際的な対応を含めた発生源対策の要望も多くなっています（図 2-19）。

回収・処理に係る費用の確保がほぼすべての市町村にあてはまるとともに、特に年間1,000万円以上の費用をかけている横浜町のように、多額の費用を要する市町村も存在しており、財政負担が課題となっています。

また、回収活動をする人手の確保について、特に人口が少なく高齢化が進んでいる市町村を中心に課題としてあげられており、その対策が必要と考えられます。

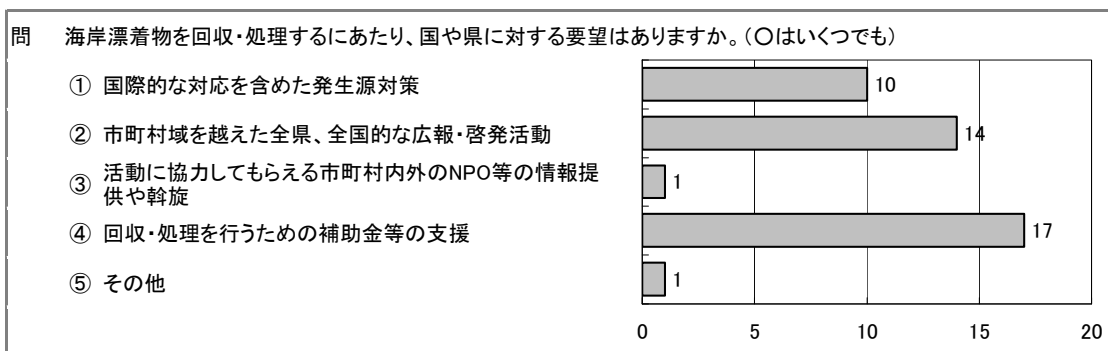


図 2-19 海岸漂着物の回収・処理にあたっての国や県への要望

(5) 現地調査結果及びアンケート調査結果等における課題のまとめ

現地調査結果やアンケート調査結果等を踏まえ、青森県における海岸漂着物等の課題を以下に示します。

1) 海岸漂着物等の処理に関する課題

- ・ 人口が少ないことや高齢化により海岸漂着物等の回収等に係る人手や機材の確保が難しい地域や、地理的な制約により回収活動等に多額の費用を要する地域が存在するため、地域間による連携や民間団体等との連携による活動を推進するための役割分担や協働の仕組みづくり、財政支援等が必要です。
- ・ 地域外からの漂着物も多く存在し、地域の関係者だけでの処理には限界があることから、他県との連携や協力を推進することが必要です。
- ・ 海岸漂着物等の中には、出水による河川からの流出や船の座礁等により突発的に大量発生する漂着物や危険物があることから、法制度やガイドライン等に基づく適切な対応が必要です。

2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題

- ・ 漁具やプラスチック類等の生活系の漂着物が比較的多く発生していることから、漁業関係者をはじめとする事業者や地域住民の日頃の活動により発生する廃棄物を抑制するため、3R による循環型社会の形成や普及啓発による地域住民等の意識の高揚が必要です。
- ・ 海岸漂着物等に係る発生抑制対策を実施している市町村が少ないことから、看板設置等による不法投棄対策や、広報・ホームページ等によるより一層の普及啓発が必要です。

3) 普及啓発・環境教育に関する課題

- ・ 生活系の廃棄物が多く発生していることから、地域住民の意識の高揚やモラルの向上を促進するための普及啓発が必要です。
- ・ 子どもたち等への海岸漂着物等に係る環境教育を実施している市町村が少ないことから、子どもたち等の意識の高揚を促進するため、環境教育の一環として小中学校と連携した回収活動等の実施が必要です。

3. 青森県海岸漂着物対策の基本目標と基本方針

青森県の海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸の望ましい姿としての基本目標、今後の海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制等に係る基本方針は、以下のとおりとします。

基本目標

ゴミがないきれいな海岸にすることで、
美しさと豊かな自然の恵みを与える青い海を守ります。

基本方針

I 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

海岸管理者等は海岸漂着物等を円滑に回収・処理し、海岸の環境の保全に努めます。

II 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進

県及び市町村は 3R の推進による循環型社会の形成やゴミ等の投棄防止を推進し、発生抑制を行うことで海岸漂着物等の削減に努めます。

III 普及啓発や環境教育の推進

県及び市町村は、地域住民の意識の高揚とモラルの向上や海岸漂着物等の発生抑制を図るため、海岸漂着物等の現状と処理・発生抑制対策等の各種施策に係る普及啓発や環境教育の推進に努めます。

IV 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担の下で、それぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ、連携・協力を努めます。

4. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容

4.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の設定

(1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域について

大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域について、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下、「重点区域」といいます。）とします。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物等の量のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について、総合的に判断します。

(2) 重点的に推進する区域の設定方法

重点区域の選定フローを図 4-1 に示します。国の基本方針に沿って、青森県が重点区域の選定基準（評価指標及び評価基準）を作成して、重点区域（案）を選定しました。その後、青森県海岸漂着物対策推進協議会において、関係機関、関係団体等の意見を反映し、重点区域の設定を行いました。

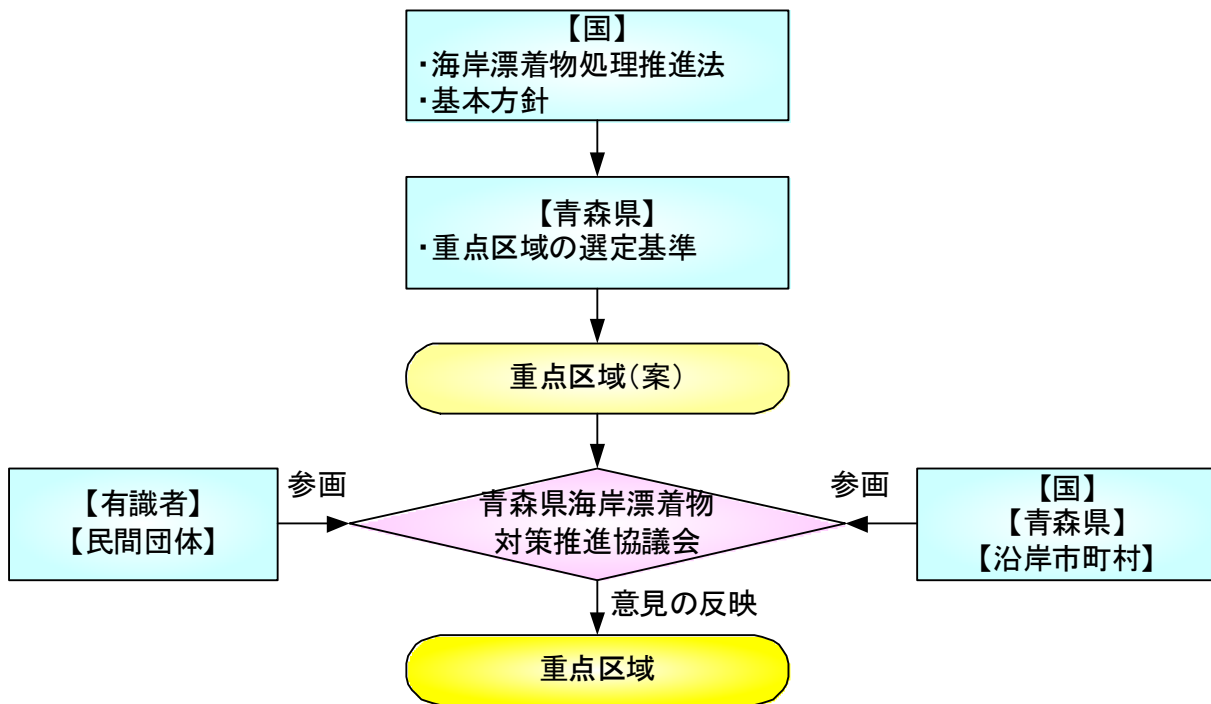


図 4-1 重点区域の選定フロー

(3) 重点的に推進する区域の範囲設定

重点区域の設定にあたっては、海岸漂着物状況、清掃活動の実施状況、海岸利用及び社会活動、景観及び自然環境、沿岸市町村の意見などを総合的に勘案し、対策が必要と考えられる海岸について、表 4-1～表 4-3 の選定基準（評価指標及び評価基準）から各海岸別に評価を行いました。

評価の結果、表 4-4 に示す海岸を重点区域に選定しました。

表 4-1 選定基準（下記に該当する海岸）

項目	評価指標	評価基準	評価点
海岸漂着物状況	海岸漂着物量	海岸漂着物量が多く、海岸漂着物対策が必要と認められる海岸	海岸線延長 10m あたりの海岸漂着物量から選定

表 4-2 選定基準（下記に該当する海岸）

項目	評価指標	評価基準	評価点
清掃活動状況	地域の清掃活動	海岸漂着物等が多く、清掃活動等が実施されている海岸	各種事業により清掃が実施されている海岸及び活動団体アンケート結果により選定

表 4-3 選定基準（下記の 5 つの評価指標のうち 2 つ以上に該当する海岸）

項目	評価指標	評価基準	評価点
海岸利用及び社会活動	背後地の人口	海岸背後の人口が多く、利用の観点から対策が必要と認められる海岸	海岸背後地における人口密度から選定
	レクリエーション施設 祭事	海水浴場、キャンプ場等、CCZ、祭事が存在し、利用の観点から対策が必要と認められる海岸	海水浴場、キャンプ場等、CCZ、祭事の存在状況から選定
	漁港・港湾	漁港、港湾が存在し、経済活動の観点から対策が必要と認められる海岸	漁港、港湾の存在状況から選定
景観及び自然環境	生態系 海岸景観 (観光資源)	国定公園、県立自然公園、ふるさとの森と川と海保全地域、その他景観及び自然環境に配慮すべき地域が存在する海岸	国定公園、県立自然公園、ふるさとの森と川と海保全地域、その他景観及び自然環境に配慮すべき地域の存在状況から選定
その他	その他	市町村等において、海岸漂着物量・利用状況等から、特に対策が必要と認められる海岸	各沿岸市町村、各活動団体へのアンケート結果から対策が必要と回答された海岸

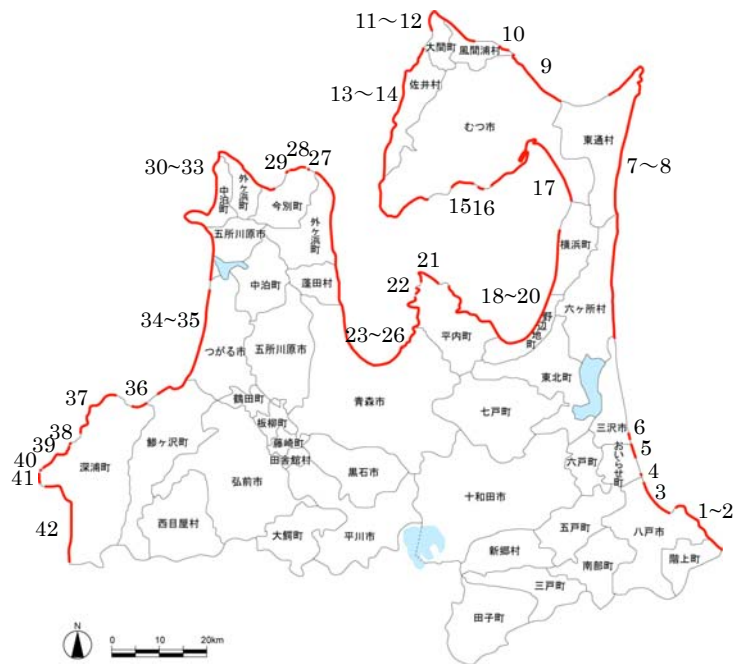


表 4-4(1) 重点区域

市町村	海岸 No	対象海岸	
階上町	1	小舟渡海岸(河川局)	道仏海岸(河川局)
八戸市	2	金浜(その2)地区一般公共海岸 (一般公共海岸)	八戸漁港海岸 鮫地区 (水産庁)
	3	八戸漁港海岸 館鼻地区 (水産庁)	八戸港海岸(港湾局)
おいらせ町	4	百石漁港海岸(水産庁)	
	5	二川目海岸(河川局)	
三沢市	6	三沢漁港海岸(水産庁)	
六ヶ所村	7	平沼漁港海岸(水産庁)	白糖漁港海岸(水産庁)
東通村	8	白糖漁港海岸(水産庁)	岩屋納屋海岸(河川局)
むつ市	9	北関根海岸(河川局)	甲海岸 2(河川局)
風間浦村	10	下風呂海岸(河川局)	下風呂漁港海岸(水産庁)
	11	上ノ畑地区一般公共海岸 (一般公共海岸)	折戸地区一般公共海岸 (一般公共海岸)
大間町	12	下手浜海岸(河川局)	奥戸海岸(河川局)
佐井村	13	原田地区一般公共海岸 (一般公共海岸)	佐井天然海岸 1 (国有林、その他の海岸)
むつ市	14	むつ天然海岸 1 (国有林、その他の海岸)	殿崎海岸(河川局)
	15	桧川漁港海岸(水産庁)	川内港海岸(港湾局)
	16	褰川海岸(河川局)	
	17	戸沢漁港海岸(水産庁)	中野沢地区一般公共海岸 (一般公共海岸)
横浜町	18	横浜漁港海岸(水産庁)	雲雀平海岸(河川局)
野辺地町	19	砂沼海岸(河川局)	野辺地港海岸(港湾局)
平内町	20	狩場沢海岸(河川局)	白砂漁港海岸(水産庁)
	21	東田沢漁港海岸(水産庁)	久慈ノ浜海岸(河川局)
	22	稲生漁港海岸(水産庁)	道路護岸 (平内地区、その他の海岸)
	23	馬屋尻海岸(河川局)	土屋海岸(河川局)

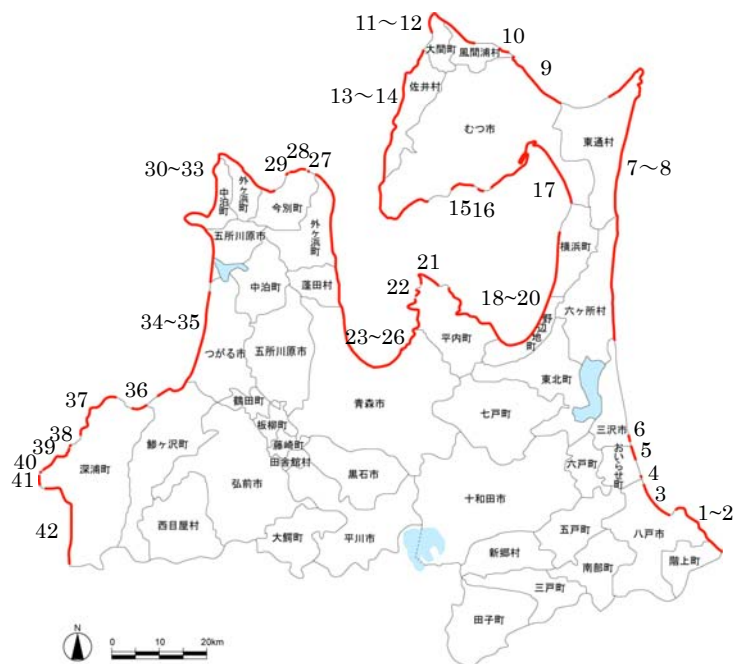


表 4-4(2) 重点区域

市町村	海岸 No	対象海岸	
青森市	24	浅虫地区一般公共海岸 (一般公共海岸)	六枚橋～蓬田海岸 2 (河川局)
蓬田村	25	六枚橋～蓬田海岸 1 (河川局)	瀬辺地～蟹田海岸 2 (河川局)
外ヶ浜町	26	瀬辺地～蟹田海岸 1(河川局)	奥平部地区一般公共海岸 (一般公共海岸)
今別町	27	一本木漁港海岸 奥平部地区 (水産庁)	
	28	一本木漁港海岸 砂ヶ森地区 (水産庁)	一本木漁港海岸 褰月地区 (水産庁)
	29	一本木漁港海岸 大泊地区 (水産庁)	
	30	今別漁港海岸(水産庁)	浜名海岸(河川局)
外ヶ浜町	31	三厩漁港海岸(水産庁)	竜浜海岸(河川局)
中泊町	32	褰内海岸(河川局)	折戸・脇元海岸 2(河川局)
五所川原市	33	折戸・脇元海岸 1(河川局)	明神沼海岸(河川局)
つがる市	34	車力漁港海岸(水産庁)	七里長浜港海岸 2(港湾局)
鱒ヶ沢町	35	七里長浜港海岸 1(港湾局)	大和田・川原地海岸(河川局)
深浦町	36	桜沢海岸(河川局)	関・豊田海岸(河川局)
	37	田野沢海岸(河川局)	鉄道護岸 (追良瀬地区、その他の海岸)
	38	広戸漁港海岸(水産庁)	
	39	深浦港海岸(港湾局)	鱧作漁港海岸 小福浦地区 (水産庁)
	40	鱧作漁港海岸 月屋地区 (水産庁)	
	41	鱧作漁港海岸 鱧作地区 (水産庁)	鍋石地区一般公共海岸 (一般公共海岸)
	42	岩崎漁港海岸(水産庁)	箕(その1)地区一般公共海岸 (一般公共海岸)

4.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

重点区域に関する海岸漂着物対策の内容として、海岸漂着物等の処理に関する施策、発生抑制に関する施策、普及啓発・環境教育に関する施策について、以下に示します。これらの重点区域における海岸漂着物対策については、それぞれの地域における自然的条件や海岸の利用状況、経済活動などの社会的条件などを踏まえ、国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が互いに連携して、継続的に実施できるものとししました。

(1) 海岸漂着物等の処理

海岸漂着物等の処理活動は、多くの海岸で既に実施されているものの、海流や台風等の影響で新たに流れ着いてしまうため、定期的・継続的に実施する必要があります。

一方で、人口の減少や高齢化の影響で活動のための人手の確保が難しい市町村等もあります。このため、各主体の連携により、効果的・効率的な処理活動の実施に努めます。

1) 処理の責任等

a) 海岸管理者等の処理責任

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう努めます。

なお、その措置の実施にあたっては、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理等に関して、地域の関係者間で適切な役割分担によって実施するように努めます。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者。以下、「占有者等」といいます。）は、その占有し、または管理する海岸の土地の清潔が保たれるように努めます。

b) 市町村の協力義務

市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、海岸管理者等または土地の占有者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うことや、回収された海岸漂着物等を市町村または一部事務組合の一般廃棄物処理施設で処理すること等、必要に応じて協力するものとします。

2) 市町村の要請

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができます。

なお、市町村から海岸漂着物等の処理に関し要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるよう努めます。

3) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、海岸漂着物等の多くが他の都道府県から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、その意見を聴いて、当該他の都道府県に対して、必要に応じて、海岸漂着物等の処理等に関して協力を求めるものとします。

なお、他都道府県から協力の求めを受けたときは、その趣旨を踏まえて、必要があると判断した場合には、海岸漂着物等の処理等のために所要の措置を講じるよう努めます。

4) 海岸漂着物等の処理

海岸漂着物等の処理に関しては、前述のとおり処理責任がある海岸管理者等と、その他行政や民間団体等が互いに協力・連携し、各施策を推進するよう努めます。

次に、海岸漂着物等の処理に関する各施策とその内容を示します。

実施主体	協力者	施策・内容
海岸管理者等 (県、市町村)	国 県 市町村 民間団体等	<p>①海岸漂着物等の適正処理</p> <p>回収された海岸漂着物等について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）の規定に基づき、生活環境の保全上支障がないように、適正に収集、運搬及び処理を行うものとします。</p> <p>なお、資源の循環利用等を図るため、次の処理手順を踏んで実施するよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収・分別 ・再使用 ・再生利用 ・熱回収 ・最終処分 <p>地域における民間団体等と連携し、役割分担を確立するとともに、回収に係る技術的情報を共有することにより、効果的・効率的な回収に努めます。</p> <p>②不法投棄物の適正処理</p> <p>海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであって、原因者の特定が可能な場合は、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づく原状回復の措置の命令や行政指導など、当該原因者の責任においてその処理がなされるよう必要な措置を講じます。</p> <p>③災害廃棄物等の適正処理</p> <p>災害等に起因し大規模に漂着した流木やゴミ等の海岸漂着物等の処理について、国と連携し青森県地域防災計画等に基づく緊急的な処理が円滑に実施できるように努めます。また、県及び市町村が緊急的に処理を行う場合には、国の災害関連補助制度等を活用するよう努めます。</p>

		<p>④海岸漂着危険物等の適正処理</p> <p>海岸漂着危険物等については、「海岸漂着危険物対応ガイドライン」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を遵守して適切に処理を行うとともに、処理等の安全対策を行います。</p>
--	--	--

(参考)海岸漂着物等の取扱いについて

地域住民及び非営利組織その他の民間団体等（以下、「民間団体等」という。）がボランティア活動として、海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物となります。また、民間団体等が海岸管理者等からの事業委託等により、当該民間団体等の事業として、海岸漂着物等を回収する場合は、事業活動によって生じた廃棄物に該当し、その種類によって、一般廃棄物または産業廃棄物となります。

なお、市町村の一般廃棄物処理施設で一般廃棄物に併せて海岸漂着物である産業廃棄物を処理することとなる場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づく財産処分（目的外使用）の手続きが必要となりますが、平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃棄物処理施設の財産処分について」の「第 2 の 2 の(1)災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）」に準じて包括承認事項と同様の取扱いとすることとされています。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制

海岸漂着物等は、現地調査の結果によれば、一部韓国、北朝鮮、中国、ロシア製のものが含まれるものの、ほとんどは国内由来のものとなっています。これらの海岸漂着物等は、洪水や台風等の災害によって流木等が漂着する場合もあるものの、大半は県民等の生活に伴って発生する廃棄物等が海岸に漂着することにより生じるものであり、地域住民の環境保全に対する意識を高める必要があるといえます。このため、「青森県環境計画」及び「青森県循環型社会形成推進計画」等の各種施策に基づいて、3R の推進による循環型社会の形成や廃棄物等の不法投棄防止などを推進し、発生抑制を行うことで海岸漂着物等の削減に努めます。

なお、レジャー利用や漁業等事業活動など、発生要因を概ね特定できる海岸漂着物等が多く発生している地域については、レジャー利用者や漁業等事業者への普及啓発や指導により意識の向上を図り、海岸漂着物等の発生抑制につなげます。

次に、海岸漂着物等の発生抑制に関する各施策とその内容を示します。

実施主体	協力者	施策・内容
<p>県 市町村</p>	<p>国 県 市町村 民間団体等</p>	<p>「青森県環境計画」及び「青森県循環型社会形成推進計画」等に基づいて、以下の施策を実施していきます。</p> <p>①3Rの推進による循環型社会の形成</p> <p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、県内における廃棄物の発生抑制と廃棄物の適正処理を確保することによって、循環型社会の構築に努め、生活に伴って発生する海岸漂着物等となり得る廃棄物等の発生抑制を図ります。</p> <p>②発生の状況及び原因に関する実態の把握</p> <p>④海岸漂着物等に関する調査</p> <p>定期的に海岸漂着物等の発生状況や原因を把握するため必要な調査を行うよう努めます。</p> <p>⑤情報の共有</p> <p>海岸漂着物等の発生の状況や原因等の調査の結果等について、関係者間で情報を共有するとともに、ホームページ等を活用して積極的に地域住民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発に努めます。</p> <p>また、海岸漂着物等の実態について、民間団体等や学識経験者による各種調査活動の結果を収集・整理し、施策に活用するように努めます。</p> <p>③廃棄物等の不法投棄の防止</p> <p>④不法投棄に関する規制措置の実施</p> <p>海岸漂着物等の発生抑制を図るため、陸域や海域における廃棄物等の不法投棄防止対策を講じるよう努めます。廃棄物等の不法投棄については、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されていることから、不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な実施に努めます。</p> <p>⑤地域住民の意識の高揚とモラルの向上</p> <p>地域住民に対して、海岸漂着物問題の周知を図り、不法投棄、散乱防止に係る環境教育等を実施するとともに、ホームページや広報紙等の媒体を活用して普及啓発を行い、広く地域住民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上に努めます。</p>

		<p>◎陸域等における不法投棄の防止</p> <p>廃棄物等の不法投棄の防止を図るため、市街地、森林、農地、河川、海岸等、我々の日常の暮らしに関わる場所において、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施による廃棄物等の投棄がしにくい地域環境の創出等、必要な措置を講じるよう努めます。</p>
地域住民 事業者	県 市町村	<p>④廃棄物等の水域等への流出または飛散の防止</p> <p>所持する物が水域等へ流出または飛散しないように、その所持する物や管理する土地を適正に管理し、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。また、県及び市町村は、土地の管理者等に対し、土地の適正管理等について、必要な助言・指導を行うよう努めます。</p> <p>イベントや露店の営業等、一時的な事業活動が行われる土地の占有者または管理者は、当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理や廃棄物等の適正な処理に関し、必要な要請を行うことにより、これらの事業に伴って生じる廃棄物等の流出または飛散の防止に努めます。また、県及び市町村は、土地の管理者、事業者等に対して、器材等の適正管理等について、必要な助言・指導を行うよう努めます。</p>

青森県における海岸漂着物等で大半を占めていた枝・流木、海藻などの自然系漂着物や、漁具や生活系の漂着物の発生抑制対策について、表 4-5 に示す環境省モデル調査（平成 19～20 年度）においてまとめられた発生抑制対策の取組例を抜粋して示します。各重点地域においては、これらを参考に発生抑制対策を検討するものとします。

表 4-5 発生抑制対策の取組例（その1）

（参考）発生源の種類が特定できるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発生原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	レジヤ用品(シート類、引火性機材、おもちゃ等)、食品の包装・容器、袋類、飲料用プラボトル・ガラスびん・缶	レジヤ利用者	レジヤ行為中の不注意による排出、ポイ捨て、意図的な放置や投棄	マナーの向上及びごみの家庭への持ち帰り。海ごみ問題の普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。監視・取締りの強化。
生活系	タバコの吸殻・フィルター・パッケージ・包装、使い捨てライター	喫煙者	ポイ捨て、吸殻入れからの流出	マナーの向上。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。
漁業系	カキ養殖用パイプ	カキ養殖業者	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	養殖業者に対する海ごみ問題の普及啓発。漁業協同組合による回収したカキ養殖パイプの買取り。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施。
漁業系	ウキ・フロート・ブイ	漁業者等	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	メーカー、販売店、使用者の全体の協力により回収処理・リサイクルの更なる推進。発泡スチロール製フロートにはカバーの装着等により劣化・破片化の防止。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
漁業系	漁網、ロープ、かご漁具、電球、魚箱、フジツボよけリング等	漁業者等	作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	漁業者の意識改革の徹底。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。漁業者、要請の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施

※ 漂着ゴミに係る国内削減モデル調査総括検討会報告書（平成21年3月）から抜粋(一部修正)

表 4-5 発生抑制対策の取組例（その2）

（参考）発生源が特定できない、不特定多数であるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発生原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	飲料用プラボトル・ガラスびん・缶、ふた・キャップ、プルタブ	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のゴミ箱からの流出	マナーの向上、外出時のごみの持ち帰り、家庭ごみの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ごみ集積場における散乱防止（散乱防止ネットの利用等）。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。回収・処理過程での流出防止。ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてリユース・デポジット制の導入の検討。
生活系	食品の包装・容器、紙袋、6パックホルダー、ストロー・マドラー	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のゴミ箱からの流出	マナーの向上、外出時のごみの持ち帰り、家庭ごみの適正な分別排出、3Rの推進等に関する普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。ごみ集積場における散乱防止（散乱防止ネットの利用等）。回収・処理過程での流出防止。
生活系	食器（割り箸含む）、くつ・サンダル、漂白剤・洗剤類ボトル、スプレー缶・カセットボンベ、衣服類、紙おむつ、くぎ・針金、電池（バッテリー含む）金属類、その他の人工物	不特定多数	意図的な放置や投棄、各種施設等のゴミ箱からの流出	マナーの向上、外出時のごみの持ち帰り、家庭ごみの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ごみ集積場における散乱防止（散乱防止ネットの利用等）。回収・処理過程での流出防止。
自然系	流木、灌木	—	土石流や洪水流に伴って溪畔林や溪流沿いの森林、荒廃地、さらには河川内に発達した河畔林が浸食を受けて、流木が発生	溪畔林・河畔林管理の充実及び荒廃地の復旧による発生抑制対策。さらには流木捕捉施設等の整備など流木の流下抑制対策の実施。
自然系	ヨシ	—	刈り取り後に放置されたヨシが海に流出	ヨシが漂着ゴミになることを周知し、刈り取り後の適正処理・有効利用を推進。

※ 漂着ゴミに係る国内削減モデル調査総括検討会報告書（平成21年3月）から抜粋（一部修正）

(3) 普及啓発・環境教育

県及び市町村は、地域住民の意識の高揚とモラルの向上による海岸漂着物等の発生抑制を図るため、海岸漂着物等の現状と処理・発生抑制対策等の各種施策に係る普及啓発や環境教育を推進するよう努めます。

なお、他地域からの生活系海岸漂着物等が多く発生していると認められる地域については、河川上流地域等を含む広域的な取組を検討するものとします。

次に、海岸漂着物等の普及啓発・環境教育に関する各施策とその内容を示します。

実施主体	協力者	施策・内容
県 市町村	国 県 市町村 民間団体等	<p>①普及啓発</p> <p>ホームページや広報誌等の媒体の活用や、「青森県環境計画」及び「青森県循環型社会形成推進計画」等の各種施策により、地域住民に対して海岸漂着物等の現状や、その処理・発生抑制に関する施策等を情報提供するなど、普及啓発に努めます。</p> <p>②環境教育の推進</p> <p>「青森県環境計画」及び「青森県循環型社会形成推進計画」等に基づいた環境教育の一環として、小中学校等と連携した海岸漂着物等の清掃等体験活動を実施するなど、海岸漂着物等に係る現状、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興に努めます。</p> <p>③普及啓発・環境教育における民間団体等との連携</p> <p>各地域で海岸清掃や環境教育の活動を実施している民間団体等と、情報共有など様々な連携を図ることにより、普及啓発や環境教育を推進するよう努めます。</p>

5. 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項

5.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力

海岸漂着物対策については、国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が、それぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ、連携・協力するものとします。

(1) 民間団体等の積極的な参画の促進

国、県、海岸管理者等及び市町村は、民間団体間等の連携・協力、積極的な参画が円滑にできるように、海岸漂着物等の問題に関する知識の普及、ボランティアに関する情報の提供等を行います。

(2) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

国、県、海岸管理者等及び市町村は、民間団体等との連携・協力に際し、その自発性や主体性を尊重します。

また、様々な主体の相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参加し、相互に連携するため、県及び市町村は、連携する各主体間における公正性や透明性の確保に配慮します。

(3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

1) 民間団体等との緊密な連携

国、県、海岸管理者等及び市町村は、海岸漂着物対策の推進にあたって、地域に貢献するとともに重要な役割を果たしている民間団体等と緊密な連携の確保に努めます。

また、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援等を行うとともに、技術支援や各種の助成制度等に関する情報の提供を行い民間団体等の活動の支援に努めます。

2) 民間団体等の経験や技術等の活用

国、県、海岸管理者等及び市町村は、青森県海岸漂着物対策推進協議会等の機会を活用して民間団体等と連携を図り、これらが有する知見やネットワーク等を施策に活用するように努めます。

3) 民間団体等の活動における安全性の確保

国、県、海岸管理者等及び市町村は、民間団体等が実施する海岸漂着物等の回収に際し、使用済みの注射器等の医療廃棄物や内容物が入った廃ポリタンク・ガスボンベ等の危険物に対する安全性の確保を図るため、必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及や助言等を行うこと等により、回収における安全性の確保に十分な配慮を行うよう努めます。

(4) 国際協力の推進

1) 関係国間の政策対話等への協力

県、海岸管理者等及び市町村は、外国由来の海岸漂着物について、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図るため、国が行う関係国への働きかけ等に協力するものとします。

2) 関係国への要請の実施等

県、海岸管理者等及び市町村は、外国由来の海岸漂着物について、国が実施する関係国に対しての原因究明や対策の実施要請・協議等に協力するものとします。

また、近年、大量に漂着している廃ポリタンクや医療廃棄物である海岸漂着危険物について、漂着状況の把握に努め、遅滞なく国に情報提供を行うものとします。

5.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

海岸漂着物対策の実施にあたっては、国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担の下で進める必要があります。

以下に各主体の主な役割を示します。

(1) 国の役割

- 外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から日本の海岸に漂着する物がある一方で、日本から周辺国の海岸に漂着する物もあることを考慮し、海岸漂着物に関する問題が日本及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進を図ります。
- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念にのっとり、総合的な施策を策定、実施します。
- 都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行います。
- 海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めます。
- 海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めます。また、その支援に際し、民間団体等の活動の安全性を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。

- 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めます。
- 海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めます。
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じます。

(2) 県の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、県区域の自然的社会的条件に応じた施策を実施します。
- 青森県海岸漂着物対策推進協議会を運営し、地域計画の変更に関しての協議や、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整等を行います。
- 海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、その意見を聴いて、当該他の都道府県に対し、必要に応じて、海岸漂着物の処理等に関して協力を求めます。
- 海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めます。
- 海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めます。また、その支援に際し、民間団体等の活動の安全性を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。
- 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めます。

(3) 海岸管理者等の役割

- 管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じます。
- 市町村から海岸漂着物等の処理に関し要請を受けた場合、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講じます。

(4) 市町村の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、市町村区域の自然的社会的条件に応じた施策を実施します。
- 海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者に協力します。
- 海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、必要に応じて、当該海岸漂着物等の処理に関する措置を講ずるよう要請します。
- 海岸漂着物等の発生を抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生状況及び原因に関する調査を行うよう努めます。
- 海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めます。また、その支援に際し、民間団体等の活動の安全性を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。
- 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めます。

(5) 民間団体等の役割

- 県や市町村等と連携して、自ら主体となって地域での清掃活動を行うなど、地域活動を積極的にリードしていくよう努めます。
- 海岸漂着物等の普及啓発・環境教育の取組に積極的に参加するよう努めます。

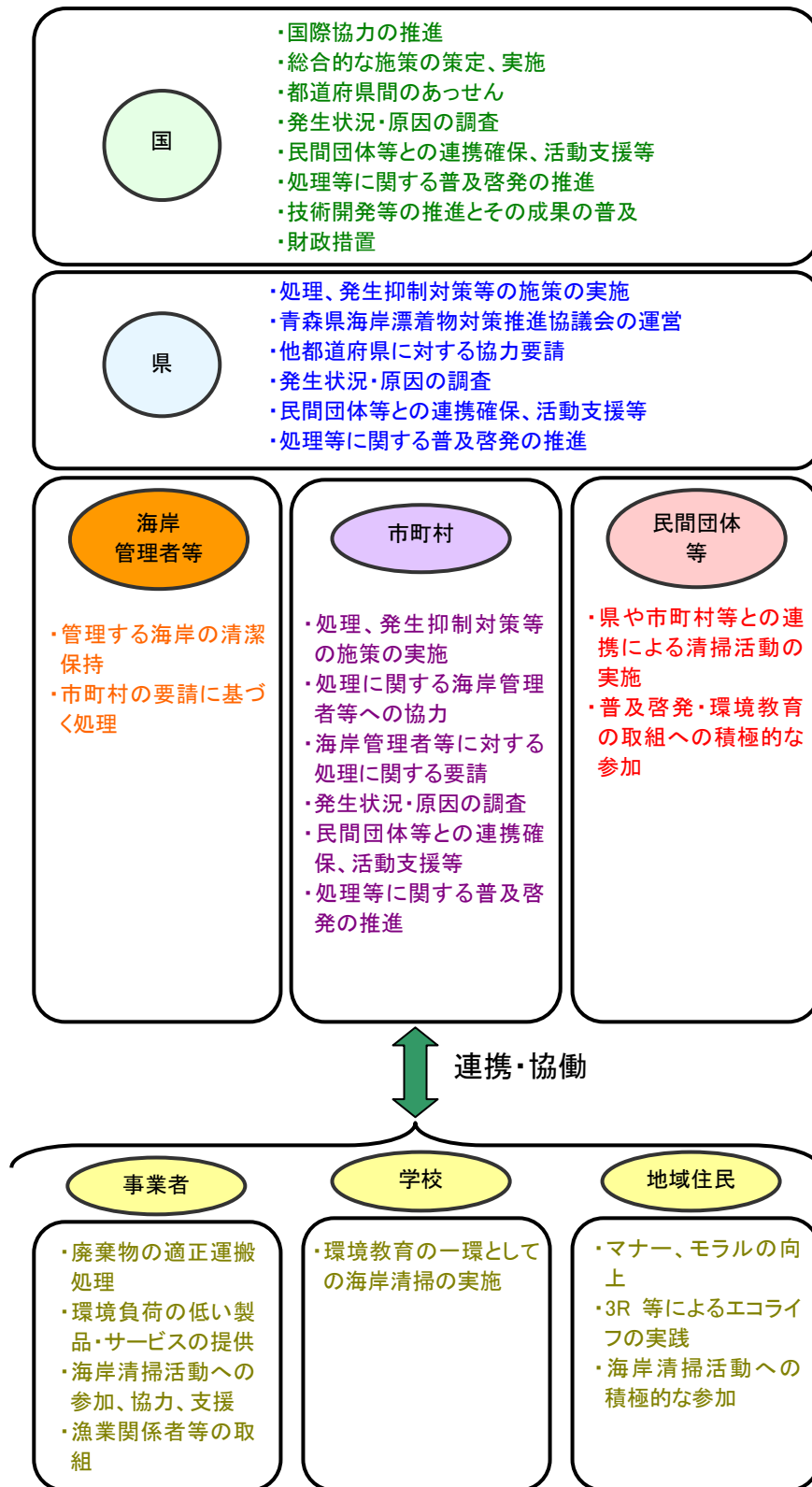


図 5-1 関係者の相互協力及び役割分担

5.3 青森県海岸漂着物対策推進協議会の運営

策定した地域計画に基づき、海岸漂着物等に関する適切な措置・対策を実施するためには、国、県、市町村、地域住民などが共通認識の下で、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協働して取り組む必要があります。

このため、図 5-2 に示すように、海岸漂着物処理推進法第 15 条の規定により、関係者での連絡調整の場として設置している「青森県海岸漂着物対策推進協議会」（以下、「協議会」といいます。）を引き続き開催し、関係者が相互に地域計画の取組状況等を定期的に確認するとともに、実績報告等をもとに今後の施策に関するフォローアップをしていくことで、効果的な海岸漂着物対策を推進するものとします。

また、必要に応じて地域計画の見直しを行っていきます。

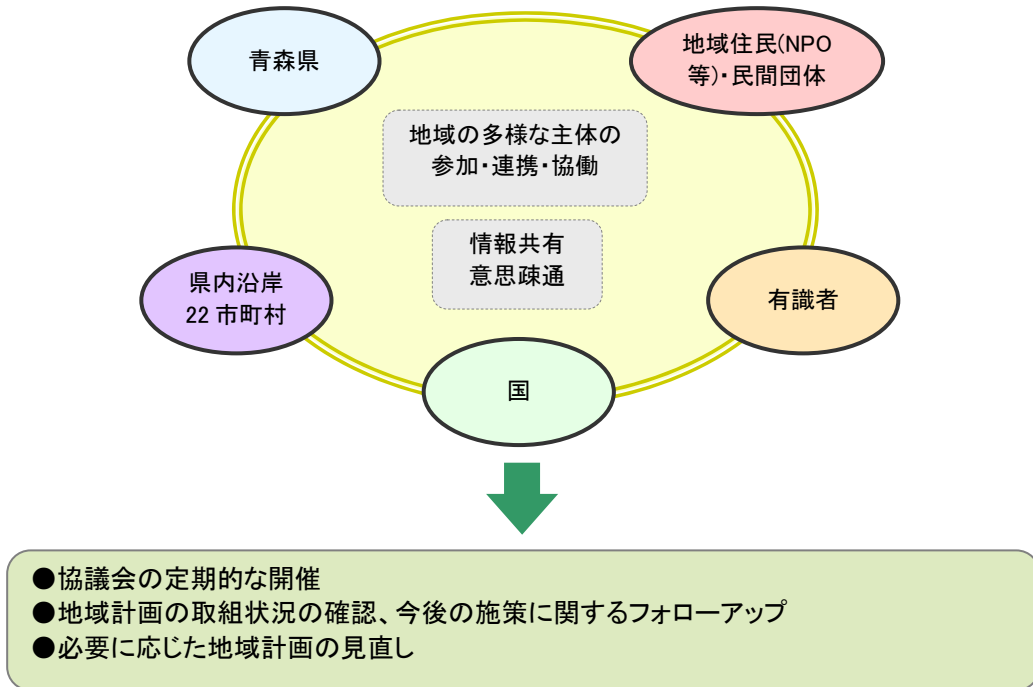


図 5-2 青森県海岸漂着物対策推進協議会による連携・協働体制のイメージ

6. 対策実施にあたり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

6.1 モニタリングの実施

県は、必要に応じて地域計画に基づく回収事業などの実施結果の分析・検証を行い、この結果を協議会に報告します。協議会では、この結果に基づき、今後の回収事業などにおける改善策などを検討します。

県では、回収事業などの実施結果とともに、決定した今後の回収事業などにおける改善策などを広く地域住民に周知します。

6.2 災害等の緊急時における対応

県、市町村及び海岸管理者等は、災害などにより大量の海岸漂着物等の発生や危険物が漂着した場合、青森県地域防災計画における廃棄物の処理等に準じて対応します。

なお、災害などに起因せず、大量の海岸漂着物等が漂着した場合は、速やかに情報収集に努め、下記の連絡体制により地域住民への周知並びに適切な処理を実施するよう努めます。

漂着状況の連絡体制
<ul style="list-style-type: none">・ 海岸管理者等（県、市町村の状況確認者を含む）は、海岸漂着物等の状況（場所、確認日時、種類、量、危険物の有無など）を把握し、県環境生活部環境政策課へ情報を報告します。・ 県環境生活部環境政策課は、これらの情報に基づき速やかに関係機関に情報提供します。
住民への周知
<ul style="list-style-type: none">・ 県及び市町村は、住民に漂着状況を周知し、注意喚起（特に危険物確認の場合、不用意に触れることなく最寄りの市町村に連絡するなど）を行います。

6.3 地域計画の推進にあたっての基本方針

(1) 地域計画の進行管理

地域計画作成後、計画の着実な推進を図るため、協議会において各主体が毎年度地域計画に基づいて作成する事業計画をとりまとめ、また、実績報告等を行うなど、地域計画の進行管理を行います。

(2) 地域計画の見直し

この地域計画に定める海岸漂着物対策の推進のために必要な経費は、海岸漂着物処理推進法第 29 条において講じることとされている財政上の措置による財源をもって充てることを基本とするものです。

したがって、今後の地域計画に定める海岸漂着物対策の推進にあたっては、この財政上の措置の状況を勘案しながら、柔軟に対応していく必要があります。

また、県内における海岸漂着物対策については、今後の県内における対策の進展や青森県海岸漂着物対策推進協議会の意見等を踏まえ、これらの成果や新たに生じてくる課題等に対し柔軟に対応していく必要があります。国の基本方針においても、海岸漂着物処理推進法の施行後 3 年を経過した時点において、施策の実施状況等を勘案し、本基本方針の改定の検討等必要な措置を講ずるものとされています。

このように、本地域計画は、海岸漂着物対策を取り巻く様々な状況の変化に柔軟に対応していくものであり、必要に応じて内容の見直しを行うものとしします。